

透析機器安全管理委員会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市立井田病院院内委員会要綱により、川崎市立井田病院（以下「病院」という。）において、社団法人日本透析医学会の定める透析液水質基準の遵守及び透析装置の管理を目的として設置される透析機器安全管理委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項等)

第2条 委員会は、次の事項を審議又は実施する。

- (1) 透析機器及び水処理装置の管理計画に関すること。
- (2) 保守管理の実施及び報告書の管理保管に関すること。
- (3) 職員への適正使用のための研修会の開催に関すること。
- (4) 関連医療情報も一元管理と使用者への周知徹底に関すること。
- (5) アクシデント情報の医療安全管理者への報告に関すること。
- (6) その他必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、病院長が指名する名をもって組織する。

- (1) 委員会の委員長は、腎臓内科部長をもって充てる。
- (2) 委員会の担当三役は、医療機器安全管理責任者をもって充てる。

(庶務)

第4条 委員会の庶務はME科において処理する。

(委任)

第5条 この要領に定めるものの他、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

附 則

この要領は、平成26年4月1から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1から施行する。

附 則

この要領は、令和元年4月1から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1から施行する。